

## 特定非営利活動法人市民社会研究所 個人情報管理規程

1. 理事の中から個人情報取扱責任者を選任する。
2. 個人情報取扱責任者は、個人情報を取り扱う事業所内のスタッフに対し、個人情報取扱いに関する教育・指導を年1回実施することとする。
3. 個人情報取扱責任者は、個人情報に関して、当該情報に係る本人からの情報の開示請求があった場合は、その請求に基づき本人が有する情報の開示を行うものとする。さらに、これに基づき訂正（削除を含む）の請求があったときは、当該請求が客観的事実に合致するときは遅延なく訂正するものとする。また、個人情報の開示又は訂正に係る取り扱いについて、責任者は利用者への周知に努めることとする。
4. 利用者等の個人情報に関して、当該情報に係る本人からの苦情の申し出があった場合については、誠意をもって適切な処置をすることとする。

この規定は平成26年4月1日より実施する。